

○岡山市建築関係事務手数料条例

平成12年3月22日

市条例第16号

改正 平成15年2月25日市条例第6号

平成18年3月23日市条例第9号

平成19年3月27日市条例第24号

平成19年9月28日市条例第60号

平成21年5月26日市条例第32号

平成22年3月25日市条例第18号

平成22年12月20日市条例第61号

平成25年3月25日市条例第19号

平成27年7月8日市条例第55号

平成28年6月30日市条例第43号

平成29年3月22日市条例第19号

平成30年3月20日市条例第45号

平成30年9月28日市条例第73号

令和元年7月4日市条例第11号

令和元年12月19日市条例34号

令和2年3月18日市条例22号

令和3年3月17日市条例42号

令和3年12月23日市条例79号

令和4年3月17日市条例23号

令和4年6月30日市条例第36号

令和4年9月28日市条例第44号

令和5年3月14日市条例第38号

令和6年9月24日市条例第60号

(趣旨)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第227条の規定により徴収する建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)、マンションの建替え等の円滑化に関する法律(平成14年法律第78号)、長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)、都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号)及びマンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成12年法律第149号)に基づく確認、計画通知、判定、検査、許可、承認、認定及び指定(以下「確認等」という。)並びに建築関係書類の証明及び交付の事務に関する手数料については、別に定めるものを除くほか、この条例の定めるところによる。

(手数料の納付)

第2条 法、マンションの建替え等の円滑化に関する法律、長期優良住宅の普及の促進に関する法律、都市の低炭素化の促進に関する法律、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律及びマンションの管理の適正化の推進に関する法律に基づく確認等並びに建築関係書類の証明及び交付の申請をしようとする者は、次条から第15条までに規定する手数料を納付しなければならない。この場合において、当該手数料の額は、特別の計算単位の定めのあるものについてはその計算単位につき、その他のものについては1件につき、それぞれ当該各条に定める額とする。

(建築物に関する確認申請手数料及び計画通知手数料)

第3条 法第6条第1項及び法第18条第2項(法第87条第1項において準用する場合を含む。)の規定による建築物に関する確認の申請及び計画通知に対する審査手数料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 床面積の合計が30平方メートル以内のもの

ア 構造計算書のあるもの 9,000円

イ 構造計算書のないもの 6,000円

(2) 床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの

ア 構造計算書のあるもの 14,000円

イ 構造計算書のないもの 12,000円

(3) 床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの

ア 構造計算書のあるもの 22,000円

イ 構造計算書のないもの 20,000円

(4) 床面積の合計が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの

ア 構造計算書のあるもの 34,000円

イ 構造計算書のないもの 28,000円

(5) 床面積の合計が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 51,000円

(6) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 73,000円

(7) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの 194,000円

(8) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの 337,000円

(9) 床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの 552,000円

2 前項の床面積の合計は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積について算定する。

(1) 建築物を新築し、増築し、又は改築する場合 当該建築に係る部分の床面積

(2) 確認を受けた建築物の計画を変更して建築物を新築し、増築し、又は改築する場合 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分については、当該増加する部分の床面積）

(3) 建築物を移転し、大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又は用途を変更する場合（次号に掲げる場合を除く。） 当該移転、大規模の修繕、大規模の模様替又は用途の変更に係る部分の床面積の2分の1

(4) 確認を受けた建築物の計画を変更して建築物を移転し、大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又は用途を変更する場合 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1

(建築設備及び工作物に関する確認申請手数料及び計画通知手数料)

第4条 法第87条の2又は法第88条第1項若しくは第2項の規定による建築設備及び
工作物に関する確認申請及び計画通知に対する審査手数料の額は、次の各号に掲げる場
合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 建築設備を設置する場合（次号に掲げる場合を除く。） 12,000円
- (2) 小荷物専用昇降機を設置する場合 6,000円
- (3) 工作物を築造する場合 11,000円
- (4) 確認を受けた建築設備の計画を変更して設置する場合（次号に掲げる場合を除く。） 7,000円
- (5) 確認を受けた小荷物専用昇降機の計画を変更して設置する場合 3,000円
- (6) 確認を受けた工作物の計画を変更して築造する場合 6,000円

（建築物に関する完了検査申請手数料）

第5条 法第7条第1項及び法第18条第20項の規定による建築物に関する完了検査の
申請に対する検査手数料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額と
する。

- (1) 床面積の合計が30平方メートル以内のもの 11,000円
- (2) 床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの 15,000円
- (3) 床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの 22,000円
- (4) 床面積の合計が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの 33,000円
- (5) 床面積の合計が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 54,000円
- (6) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 74,000円
- (7) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの 155,000円

(8) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え,50,000平方メートル以内のもの 265,000円

(9) 床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの 452,000円

2 中間検査を要する場合

(1) 床面積の合計が30平方メートル以内のもの 11,000円

(2) 床面積の合計が30平方メートルを超え,100平方メートル以内のもの 15,000円

(3) 床面積の合計が100平方メートルを超え,200平方メートル以内のもの 21,000円

(4) 床面積の合計が200平方メートルを超え,500平方メートル以内のもの 32,000円

(5) 床面積の合計が500平方メートルを超え,1,000平方メートル以内のもの 51,000円

(6) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え,2,000平方メートル以内のもの 70,000円

(7) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え,10,000平方メートル以内のもの 149,000円

(8) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え,50,000平方メートル以内のもの 258,000円

(9) 床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの 447,000円

3 前項の床面積の合計は,建築物を新築し,増築し,又は改築した場合にあっては当該新築,増築又は改築に係る部分の床面積について算定し,建築物を移転し,又は大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合にあっては当該移転,大規模の修繕又は大規模の模様替に係る部分の床面積の2分の1について算定する。

(建築設備及び工作物に関する完了検査申請手数料)

第6条 法第87条の2又は法第88条第1項若しくは第2項の規定による建築設備及び工作物に関する完了検査の申請に対する検査手数料の額は,次の各号に掲げる区分に応じ,当該各号に定める額とする。

(1) 建築設備（次号に掲げる場合を除く。） 18,000円

(2) 小荷物専用昇降機 11,000円

(3) 工作物 13,000円

(建築物に関する中間検査手数料)

第7条 法第7条の3及び法第18条第28項の規定による建築物の中間検査の申請に対する検査手数料は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 床面積の合計が30平方メートル以内のもの 11,000円

(2) 床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの 14,000円

(3) 床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの 21,000円

(4) 床面積の合計が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの 31,000円

(5) 床面積の合計が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 49,000円

(6) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 66,000円

(7) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの 134,000円

(8) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの 230,000円

(9) 床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの 396,000円
(建築許可等申請手数料)

第8条 法及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律に基づく許可、承認、認定又は指定の申請に対する審査手数料の額は、次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 法第7条の6第1項第1号若しくは第2号又は法第18条第38項第1号若しくは第2号（これらの規定を法第87条の2第1項又は法第88条第1項若しくは第

2項において準用する場合を含む。)の規定による検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用の認定の申請に対する審査 120,000円

(2) 法第42条第1項第5号の規定に基づく道路の位置の指定, 変更又は廃止の申請に対する審査 50,000円

(3) 法第43条第2項第1号の規定による建築物の敷地と道路との関係の建築の認定の申請に対する審査 27,000円

(4) 法第43条第2項第2号の規定による建築物の敷地と道路との関係の建築の許可の申請に対する審査 33,000円

(5) 法第44条第1項第2号の規定による公衆便所等の道路内における建築の許可の申請に対する審査 33,000円

(6) 法第44条第1項第3号の規定による道路内における建築の認定の申請に対する審査 27,000円

(7) 法第44条第1項第4号の規定による公共用歩廊等の道路内における建築の許可の申請に対する審査 160,000円

(8) 法第47条ただし書の規定による壁面線外における建築の許可の申請に対する審査 160,000円

(9) 法第48条第16項各号のいずれにも該当しない場合における同条第1項ただし書, 第2項ただし書, 第3項ただし書, 第4項ただし書, 第5項ただし書, 第6項ただし書, 第7項ただし書, 第8項ただし書, 第9項ただし書, 第10項ただし書, 第11項ただし書, 第12項ただし書, 第13項ただし書又は第14項ただし書(法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。以下「法第48条各項ただし書」という)の規定による用途地域等における建築等の許可の申請に対する審査 180,000円

(10) 法第48条第16項第1号に該当する場合における法第48条各項ただし書の規定による用途地域等における建築等の許可の申請に対する審査 120,000円

- (11) 法第48条第16項第2号に該当する場合における法第48条各項ただし書の規定による用途地域等における建築等の許可の申請に対する審査 140,000円
- (12) 法第51条ただし書(法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。)の規定による特殊建築物等の敷地の位置の許可の申請に対する審査 160,000円
- (13) 法第52条第6項第3号の規定による建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合に関する特例の認定の申請に対する審査 120,000円
- (14) 法第52条第10項,第11項又は第14項の規定による建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合に関する特例の許可の申請に対する審査 160,000円
- (15) 法第53条第4項,第5項又は第6項第3号の規定による建築物の建築面積の敷地面積に対する割合に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査 33,000円
- (16) 法第53条の2第1項第3号又は第4号(法第57条の5第3項において準用する場合を含む。)の規定による建築物の敷地面積の許可の申請に対する審査 160,000円
- (17) 法第55条第2項の規定による建築物の高さに関する特例の認定の申請に対する審査 27,000円
- (18) 法第55条第3項又は第4項各号の規定による建築物の高さの許可の申請に対する審査 160,000円
- (19) 法第56条の2第1項ただし書の規定による日影による建築物の高さの特例の許可の申請に対する審査 160,000円
- (20) 法第57条第1項の規定による高架の工作物内に設ける建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査 27,000円
- (21) 法第57条の2第1項の規定に基づく特例容積率適用地区内における特例容積率の限度の指定の申請に対する審査
- ア 特例敷地の数が2である場合 78,000円

- イ 特例敷地の数が3以上である場合 78,000円に2を超える特例敷地の数に
28,000円を乗じて得た額を加算した額
- (22) 法第57条の3第1項の規定に基づく特例容積率適用地区内における特例容積率の限度の指定の取消しの申請に対する審査
- ア 特例敷地の数が1である場合 18,400円
- イ 特例敷地の数が2以上である場合 18,400円に1を超える特例敷地の数に
12,000円を乗じて得た額を加算した額
- (23) 法第57条の4第1項の規定に基づく特例容積率適用地区内の建築物の高さの制限に関する特例の許可の申請に対する審査 160,000円
- (24) 法第58条第2項の規定による建築物の高さの許可の申請に対する審査 160,000円
- (25) 法第59条第1項第3号の規定による高度利用地区における建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合、建築面積の敷地面積に対する割合、建築面積又は壁面の位置の特例の許可の申請に対する審査 160,000円
- (26) 法第59条第4項の規定による高度利用地区における建築物の各部分の高さの許可の申請に対する審査 160,000円
- (27) 法第59条の2第1項の規定による敷地内に広い空地を有する建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合又は各部分の高さの特例の許可の申請に対する審査 160,000円
- (28) 法第60条の2第1項第3号の規定に基づく都市再生特別地区における建築物の容積率及び建蔽率、建築物の建築面積並びに建築物の高さの制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査 160,000円
- (29) 法第67条の3第3項第2号の規定に基づく特定防災街区整備地区の区域における建築物の敷地面積の最低限度の制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査 160,000円
- (30) 法第67条の3第5項第2号の規定に基づく特定防災街区整備地区の区域における建築物の壁面の位置の制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査 160,000円

- (31) 法第67条の3第9項第2号の規定に基づく特定防災街区整備地区の区域における建築物の開口率及び高さの最低限度の制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査 160,000円
- (32) 法第68条第1項第2号の規定に基づく景観地区の区域における建築物の高さの最高限度又は最低限度の制限の適用除外に係る許可の申請の審査 160,000円
- (33) 法第68条第2項第2号の規定に基づく景観地区の区域における建築物の壁面の位置の制限の適用除外に係る許可の申請の審査 160,000円
- (34) 法第68条第3項第2号の規定に基づく景観地区の区域における建築物の敷地面積の最低限度の制限の適用除外に係る許可の申請の審査 160,000円
- (35) 法第68条第5項の規定に基づく景観地区の区域における建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請の審査 27,000円
- (36) 法第68条の3第1項の規定に基づく地区計画又は沿道地区計画の区域のうち再開発等促進区又は沿道再開発等促進区の区域における建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査 27,000円
- (37) 法第68条の3第2項の規定に基づく地区計画又は沿道地区計画の区域のうち再開発等促進区又は沿道再開発等促進区の区域における建築物の建築面積の敷地面積に対する割合に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査 27,000円
- (38) 法第68条の3第3項の規定に基づく地区計画又は沿道地区計画の区域のうち再開発等促進区又は沿道再開発等促進区の区域における建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査 27,000円
- (39) 法第68条の3第4項の規定に基づく地区計画又は沿道地区計画の区域のうち再開発等促進区又は沿道再開発等促進区の区域における建築物の高さに関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査 160,000円

- (40) 法第68条の3第7項の規定に基づく地区計画の区域のうち開発整備促進区で地区整備計画が定められているものの区域における用途地域等の制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査 27,000円
- (41) 法第68条の4の規定に基づく地区計画等の区域における公共施設の整備の状況に応じた建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合に関する制限の特例に係る認定の申請に対する審査 27,000円
- (42) 法第68条の5の2の規定に基づく防災街区整備地区計画の区域内における建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合に関する制限の特例に係る認定の申請に対する審査 27,000円
- (43) 法第68条の5の3第2項の規定に基づく地区計画又は沿道地区計画の区域における建築物の各部分の高さに関する制限の特例に係る許可の申請に対する審査 160,000円
- (44) 法第68条の5の5第1項の規定に基づく地区計画等の区域における建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合に関する制限の特例に係る認定の申請に対する審査 27,000円
- (45) 法第68条の5の5第2項の規定に基づく地区計画等の区域における建築物の各部分の高さの認定の申請に対する審査 27,000円
- (46) 法第68条の5の6の規定に基づく地区計画等の区域における建築物の建築面積の敷地面積に対する割合に関する制限の特例に係る認定の申請に対する審査 27,000円
- (47) 法第68条の7第5項の規定による予定道路に係る建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合に関する特例の許可の申請に対する審査 160,000円
- (48) 法第85条第6項の規定による仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査 120,000円
- (49) 法第85条第7項の規定による1年を超えて使用する特別の必要がある仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査 160,000円
- (50) 法第86条第1項の規定による総合的設計による一団地の1又は2以上の建築物の特例の認定の申請に対する審査

ア 建築物の数が2以下である場合 78,000円

イ 建築物の数が3以上である場合 78,000円に2を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額

(51) 法第86条第2項の規定による既存建築物を前提とした総合的設計による建築物の特例の認定の申請に対する審査

ア 建築物（既存建築物を除く。以下この号において同じ。）の数が1である場合 78,000円

イ 建築物の数が2以上である場合 78,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額

(52) 法第86条第3項の規定に基づく敷地内に広い空地を有する総合的計画による一団地の1又は2以上の建築物の特例の許可の申請に対する審査

ア 建築物の数が2以下である場合 238,000円

イ 建築物の数が3以上である場合 238,000円に2を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額

(53) 法第86条第4項の規定に基づく敷地内に広い空地を有する既存建築物を前提とした総合的設計による建築物の特例の許可の申請に対する審査

ア 建築物の数が1である場合 238,000円

イ 建築物の数が2以上である場合 238,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額

(54) 法第86条の2第1項の規定に基づく一敷地内建築物以外の建築物の建築の認定の申請に対する審査

ア 建築物（一敷地内建築物を除く。以下この号において同じ。）の数が1である場合 78,000円

イ 建築物の数が2以上である場合 78,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額

(55) 法第86条の2第2項の規定に基づく敷地内に広い空地を有する一敷地内建築物以外の建築物の建築の許可の申請に対する審査

- ア 建築物（一敷地内建築物を除く。以下この号において同じ。）の数が1である場合 238,000円
- イ 建築物の数が2以上である場合 238,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額
- (56) 法第86条の2第3項の規定に基づく敷地内に広い空地を有する一敷地内建築物以外の建築物の建築の許可の申請に対する審査
- ア 建築物（一敷地内建築物を除く。以下この号において同じ。）の数が1である場合 238,000円
- イ 建築物の数が2以上である場合 238,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額
- (57) 法第86条の5第1項の規定による複数建築物の認定の取消しの申請に対する審査 6,400円に現に存する建築物の数に12,000円を乗じて得た額を加算した額
- (58) 法第86条の6第2項の規定による一団地の住宅施設に関する都市計画に基づく建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合、建築面積の敷地面積に対する割合、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査 27,000円
- (59) 法第86条の8第1項、又は第87条の2第1項の規定に基づく既存の1の建築物について2以上の工事に分けて行う場合の制限の緩和の認定の申請に対する審査 27,000円
- (60) 法第86条の8第3項（第87条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく既存の1の建築物について2以上の工事に分けて行う場合の制限の緩和の変更の認定の申請に対する審査 27,000円
- (61) 法第87条の3第6項の規定に基づく建築物の用途を変更して一時的に興行場等として使用することの許可の申請に対する審査 120,000円
- (62) 法第87条の3第7項の規定に基づく建築物の用途を変更して一時的に特別興行場等として使用することの許可の申請に対する審査 160,000円

(63) マンションの建替え等の円滑化に関する法律第105条第1項の規定による容積率に関する特例の許可の申請に対する審査 160,000円

(建築台帳記載事項証明の交付手数料)

第9条 法第12条第8項に規定する台帳に記載した事項を証する書面の交付手数料の額は、300円とする。

(建築関係書類の写しの交付手数料)

第10条 法第42条第1項第5号に規定する道路の位置の指定に係る図面及び建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)第11条の4第1項第1号から第6号までに規定する書類の写しの交付手数料の額は、300円とする。

(長期優良住宅の認定申請手数料)

第11条 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項から第5項までの規定による長期優良住宅建築等計画(以下「長期優良住宅建築等計画」という。)の認定の申請(次項に掲げる申請を除く。)に対する審査手数料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 住宅を新築する場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第6条の2第3項に規定する確認書のうち、当該住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載されたもの若しくは同法第5条第1項に規定する住宅性能評価書又はこれらの写し(以下「確認書等」という。)の提出がある場合 次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 一戸建ての住宅(人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下この条において同じ。) 12,400円

(イ) 共同住宅等(共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この条において同じ。) 床面積(当該申請に係る住宅が属する一の建築物の床面積をいう。以下この項において同じ。)の区分に応じ、それぞれ次に定める額

a 500平方メートル以内のもの 22,800円

b 500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 37,800円

- c 1,000平方メートルを超え, 3,000平方メートル以内のもの 63,100円
- d 3,000平方メートルを超え, 5,000平方メートル以内のもの 101,200円
- e 5,000平方メートルを超え, 10,000平方メートル以内のもの 154,600円
- f 10,000平方メートルを超え, 20,000平方メートル以内のもの 262,800円
- g 20,000平方メートルを超え, 30,000平方メートル以内のもの 332,900円
- h 30,000平方メートルを超えるもの 378,000円

イ その他の場合 次に掲げる住宅の区分に応じ, それぞれ次に定める額

(ア) 一戸建ての住宅 46,800円

(イ) 共同住宅等 床面積の区分に応じ, それぞれ次に定める額

- a 500平方メートル以内のもの 110,200円
- b 500平方メートルを超え, 1,000平方メートル以内のもの 176,500円
- c 1,000平方メートルを超え, 3,000平方メートル以内のもの 348,900円
- d 3,000平方メートルを超え, 5,000平方メートル以内のもの 624,900円
- e 5,000平方メートルを超え, 10,000平方メートル以内のもの 1,074,400円
- f 10,000平方メートルを超え, 20,000平方メートル以内のもの 1,988,000円
- g 20,000平方メートルを超え, 30,000平方メートル以内のもの 2,840,500円
- h 30,000平方メートルを超えるもの 3,479,700円

(2) 住宅を増築又は改築する場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 確認書等の提出がある場合 次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 一戸建ての住宅 18,700円

(イ) 共同住宅等 床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額

a 500平方メートル以内のもの 34,300円

b 500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 56,700円

c 1,000平方メートルを超え、3,000平方メートル以内のもの 94,600円

d 3,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの 151,900円

e 5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの 232,000円

f 10,000平方メートルを超え、20,000平方メートル以内のもの 394,300円

g 20,000平方メートルを超え、30,000平方メートル以内のもの 499,400円

h 30,000平方メートルを超えるもの 567,000円

イ その他の場合 次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 一戸建ての住宅 70,200円

(イ) 共同住宅等 床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額

a 500平方メートル以内のもの 165,400円

b 500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 264,800円

c 1,000平方メートルを超え、3,000平方メートル以内のもの 523,300円

d 3,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの 93

7, 400円

e 5,000平方メートルを超え, 10,000平方メートル以内のもの 1, 611, 700円

f 10,000平方メートルを超え, 20,000平方メートル以内のもの 2, 982, 000円

g 20,000平方メートルを超え, 30,000平方メートル以内のもの 4, 260, 800円

h 30,000平方メートルを超えるもの 5, 219, 700円

2 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定による申出がある場合の同法第5条第1項から第5項までの規定による長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査手数料の額は, 前項に定める額と当該申請に係る住宅が属する一の建築物について第3条又は第4条に定める額を合算した額とする。

3 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定による認定長期優良住宅建築等計画(同法第9条第1項の認定長期優良住宅建築等計画をいう。以下同じ。)の変更の認定の申請(次項及び第5項に掲げる申請を除く。)に対する審査手数料の額は, 次の各号に掲げる区分に応じ, それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 住宅を新築する場合 次に掲げる区分に応じ, それぞれ次に定める額

ア 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準に係る部分の変更の認定の申請であって当該変更に係る確認書等の提出がある場合及び同号に掲げる基準以外の部分の変更の認定の申請の場合 次に掲げる住宅の区分に応じ, それぞれ次に定める額

(ア) 一戸建ての住宅 6, 200円

(イ) 共同住宅等 床面積(当該申請に係る住宅が属する一の建築物の床面積のうち当該変更に係る部分(床面積の増加する部分にあつては, 当該増加する部分)の床面積をいう。以下この項において同じ。)の区分に応じ, 第1項第1号ア(イ)にそれぞれ定める額に2分の1を乗じて得た額(その額に100円未満の端数があるときは, その端数金額を切り捨てた額)

イ その他の場合 次に掲げる住宅の区分に応じ, それぞれ次に定める額

(7) 一戸建ての住宅 23,400円

(イ) 共同住宅等 床面積の区分に応じ、第1項第1号イ(イ)にそれぞれ定める額に2分の1を乗じて得た額(その額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)

(2) 住宅を増築又は改築する場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準に係る部分の変更の認定の申請であつて当該変更に係る確認書等の提出がある場合及び同号に掲げる基準以外の部分の変更の認定の申請の場合 次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(7) 一戸建ての住宅 9,300円

(イ) 共同住宅等 床面積の区分に応じ、第1項第2号ア(イ)にそれぞれ定める額に2分の1を乗じて得た額(その額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)

イ その他の場合 次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(7) 一戸建ての住宅 35,100円

(イ) 共同住宅等 床面積の区分に応じ、第1項第2号イ(イ)にそれぞれ定める額に2分の1を乗じて得た額(その額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)

4 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第2項において準用する同法第6条第2項の規定による申出がある場合の同法第8条第1項の規定による認定長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査手数料の額は、前項に定める額と当該申請に係る住宅が属する一の建築物について第3条又は第4条に定める額を合算した額とする。

5 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第9条第1項の規定による譲受人を決定した場合又は同条第3項の規定による管理者等が選任された場合における同法第8条第1項の規定による認定長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査手数料の額は、6,200円とする。

6 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第6項及び第7項の規定による長期優良住宅維持保全計画の認定の申請に対する審査手数料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 確認書等の提出がある場合 次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 一戸建ての住宅 第1項第2号ア(ア)に定める額

イ 共同住宅等 床面積の区分に応じ、第1項第2号ア(イ)にそれぞれ定める額

(2) その他の場合 次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 一戸建ての住宅 第1項第2号イ(ア)に定める額

イ 共同住宅等 床面積の区分に応じ、第1項第2号イ(イ)にそれぞれ定める額

7 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定による認定長期優良住宅維持保全計画(同法第10条第2号ロの認定長期優良住宅維持保全計画をいう。)の変更の認定の申請に対する審査手数料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準に係る部分の変更の認定の申請であって当該変更に係る確認書等の提出がある場合及び同号に掲げる基準以外の部分の変更の認定の申請の場合 次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 一戸建ての住宅 第3項第2号ア(ア)に定める額

イ 共同住宅等 第3項第2号ア(イ)に定める額

(2) その他の場合 次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 一戸建ての住宅 第3項第2号イ(ア)に定める額

イ 共同住宅等 第3項第2号イ(イ)に定める額

8 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第10条の規定による計画の認定を受けた地位の承継の承認申請に対する審査手数料の額は、6,200円とする。

(低炭素建築物の認定申請手数料)

第12条 都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定による低炭素建築物新築等計画(以下「低炭素建築物新築等計画」という。)の認定の申請(次項に掲げる

申請を除く。)に対する審査手数料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第15条第1項の登録建築物エネルギー消費性能判定機関(以下「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。)若しくは登録住宅性能評価機関(当該申請に係る建築物が住宅の用に供する場合に限る。)が交付する適合証(当該低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを証する書類をいう。)又は登録住宅性能評価機関が交付する設計住宅性能評価書(当該低炭素建築物新築等計画が日本住宅性能表示基準(平成13年国土交通省告示第1346号)別表1の5の5-1断熱等性能等に係る評価が等級5以上であって、かつ、同表の5の5-2一次エネルギー消費量等級に係る評価が等級6以上であることを証するものに限る。)の写しの提出がある場合 次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 一戸建ての住宅(人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下この条において同じ。) 4,500円

イ 共同住宅等(共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この条において同じ。) 次に掲げる建築物の部分の区分に応じ、それぞれ次に定める額を合算して得た額(共用部分の床面積が0の場合にあつては、(ア)の額)

(ア) 住戸部分 住戸の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額

a 1戸のもの 4,500円

b 1戸を超え、5戸以内のもの 9,100円

c 5戸を超え、10戸以内のもの 15,700円

d 10戸を超え、25戸以内のもの 26,100円

e 25戸を超え、50戸以内のもの 43,800円

f 50戸を超え、100戸以内のもの 78,500円

g 100戸を超え、200戸以内のもの 124,000円

h 200戸を超え、300戸以内のもの 157,000円

i 300戸を超えるもの 167,000円

(イ) 共用部分 床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額

a 300平方メートル以内のもの 9,100円

b 300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 16,000円

c 1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 26,100円

d 2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの 78,500円

e 5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの 124,000円

f 10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの 157,000円

g 25,000平方メートルを超えるもの 196,000円

ウ 複合建築物（非住宅部分を有する共同住宅等をいう。以下この条において同じ。）次に掲げる認定の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 住戸部分のみの認定 イ(ア)の額に共用部分の床面積の区分に応じイ(イ)

aからgまでに定める額を加えて得た額（共用部分の床面積が0の場合にあっては、イ(ア)の額）

(イ) 建築物全体の認定 イ(ア)の額、共用部分の床面積の区分に応じイ(イ)

aからgまでに定める額及び非住宅部分の床面積の区分に応じイ(イ)aからgまでに定める額を合算して得た額（共用部分の床面積が0の場合にあっては、イ(ア)の額に非住宅部分の床面積の区分に応じイ(イ)aからgまでに定める額を加えて得た額）

(ウ) 非住宅部分のみの認定 床面積の区分に応じ、それぞれイ(イ)aからgまでに定める額

エ 非住宅建築物（非住宅部分のみにより構成される建築物をいう。以下この条において同じ。） 床面積の区分に応じ、それぞれイ(イ)aからgまでに定める額

(2) その他の場合 次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 一戸建ての住宅 33,300円

イ 共同住宅等 次に掲げる建築物の部分の区分に応じ、それぞれ次に定める額を合算して得た額（共用部分の床面積が0の場合にあっては、（ア）の額）

（ア） 住戸部分 住戸の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額

a 1戸のもの 33,300円

b 1戸を超え、5戸以内のもの 67,400円

c 5戸を超え、10戸以内のもの 94,900円

d 10戸を超え、25戸以内のもの 133,000円

e 25戸を超え、50戸以内のもの 191,000円

f 50戸を超え、100戸以内のもの 275,000円

g 100戸を超え、200戸以内のもの 372,000円

h 200戸を超え、300戸以内のもの 488,000円

i 300戸を超えるもの 573,000円

（イ） 共用部分 床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額

a 300平方メートル以内のもの 106,000円

b 300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 134,000円

c 1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 176,000円

d 2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの 274,000円

e 5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの 352,000円

f 10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの 421,000円

g 25,000平方メートルを超えるもの 490,000円

ウ 複合建築物 次に掲げる認定の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 住戸部分のみの認定 イ(ア)の額に共用部分の床面積の区分に応じイ(イ) a からgまでに定める額を加えて得た額(共用部分の床面積が0の場合にあっては、イ(ア)の額)

(イ) 建築物全体の認定 イ(ア)に定める額、共用部分の床面積の区分に応じイ(イ) a からgまでに定める額、非住宅部分の床面積の区分に応じイ(イ) a からgまでに定める額及び非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額を合算して得た額(共用部分の床面積が0の場合にあっては、イ(ア)に定める額、非住宅部分の床面積の区分に応じイ(イ) a からgまでに定める額及び非住宅部分の床面積の区分に応じそれぞれ次に定める額を合計して得た額)

a 300平方メートル以内のもの 129,000円

b 300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 158,000円

c 1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 199,000円

d 2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの 260,000円

e 5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの 304,000円

f 10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの 352,000円

g 25,000平方メートルを超えるもの 392,000円

(ウ) 非住宅部分のみの認定 床面積の区分に応じイ(イ) a からgまでに定める額に、床面積の区分に応じイ(イ) a からgまでに定める額を加えて得た額

エ 非住宅建築物 床面積の区分に応じイ(イ) a からgまでに定める額に床面積の区分に応じウ(イ) a からgまでに定める額を加えて得た額

2 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定による申出がある場合の低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する手数料の額は、前項に定める額と当該申請に係る建築物について第3条又は第4条に定める額を合算した額とする。

3 低炭素建築物新築等計画の認定を受けた建築物について、技術的基準の審査に係る都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定による計画の変更の認定の申請に対する審査手数料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 登録建築物エネルギー消費性能判定機関若しくは登録住宅性能評価機関（当該申請に係る建築物が住宅の用に供する場合に限る。）が交付する変更適合証（当該変更後の低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の基準に適合していることを証する書面をいう。）又は登録住宅性能評価機関が交付する設計住宅性能評価書（当該変更後の低炭素建築物新築等計画が日本住宅性能表示基準別表1の5の5-1断熱等性能等級に係る評価が等級5以上であって、かつ、同表の5の5-2一次エネルギー消費量等級に係る評価が等級6以上であることを証するものに限る。）の写しの提出がある場合 次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 一戸建ての住宅 2,200円

イ 共同住宅等 認定を受けた計画の変更に係る建築物の部分について、建築物の部分の区分に応じ、第1項第1号イに定める額に2分の1を乗じて得た額に、追加される建築物の部分の区分に応じ、それぞれ同イに定める額を加えて得た額（その額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）

ウ 複合建築物 認定を受けた部分の計画の変更に係る部分について、認定の区分に応じ、それぞれ第1項第1号ウ（ア）、（イ）又は（ウ）に定める額に2分の1を乗じて得た額に、追加される部分について認定の区分に応じ、それぞれ同ウ（ア）、（イ）又は（ウ）に定める額を加えて得た額（その額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）

エ 非住宅建築物 認定を受けた部分の計画の変更に係る部分について第1項第1号エに定める額に2分の1を乗じて得た額に、追加される部分について同エに定める額を加えて得た額（その額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）

(2) その他の場合 次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 一戸建ての住宅 16,600円

イ 共同住宅等 認定を受けた計画の変更に係る建築物の部分について、建築物の部分の区分に応じ、第1項第2号イに定める額に2分の1を乗じて得た額に、追加される建築物の部分の区分に応じ、それぞれ同イに定める額を加えて得た額（その額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）

ウ 複合建築物 認定を受けた部分の計画の変更に係る部分について認定の区分に応じ、それぞれ第1項第2号ウ（ア）、（イ）又は（ウ）に定める額に2分の1を乗じて得た額に、追加される部分について認定の区分に応じ、それぞれ同ウ（ア）、（イ）又は（ウ）に定める額を加えて得た額（その額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）

エ 非住宅建築物 認定を受けた部分の計画の変更に係る部分について第1項第2号エに定める額に2分の1を乗じて得た額に、追加される部分について同エに定める額を加えて得た額

4 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項の規定において準用する同法第54条第2項の規定による申出がある場合の同法第55条第1項の規定による計画の変更認定に対する審査手数料の額は、前項に定める額と当該申請に係る建築物についての計画の変更に対する第3条又は第4条に定める額を合算した額（その額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。

5 低炭素建築物新築等計画の認定を受けた建築物について、技術的基準の審査に係る部分以外の都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定による計画の変更認定に対する審査手数料の額は、2,200円とする。

（建築物エネルギー消費性能の適合性判定手数料）

第13条 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第1項又は第13条第2項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る手数料の額は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

（1）工場等（工場、危険物の貯蔵又は処理に供するもの、水産物の増殖場若しくは養殖場、畜舎、倉庫、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他規則に定める処理施設の用途に供する建築物をいう。以下同じ。）の用途に供する建

建築物次に掲げる当該申請に係る建築物のうち非住宅部分（増築又は改築の場合にあつては、当該増築又は改築に係る部分及び当該増築又は改築に係る部分以外の部分のうち申請書において一次エネルギー消費量を算出している部分に限る。）の床面積（内部に間仕切壁又は戸（ふすま、障子その他これらに類するものを除く。）を有しない階又はその一部について、これらの床面積に対する常時外気に開放された開口部の面積の合計の割合が20分の1以上である部分の床面積を除く。以下この条において同じ。）の合計による区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

（ア） モデル建物法（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。）に定める基準のうち規則で定めるものをいう。以下この条において同じ。）による場合 27,100円

（イ） 標準入力法等（基準省令に定める基準のうち規則で定めるものをいう。以下この条において同じ。）による場合 31,600円

イ 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

（ア） モデル建物法による場合 38,500円

（イ） 標準入力法等による場合 44,000円

ウ 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

（ア） モデル建物法による場合 97,600円

（イ） 標準入力法等による場合 104,000円

エ 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

（ア） モデル建物法による場合 147,000円

（イ） 標準入力法等による場合 154,000円

オ 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) モデル建物法による場合 182,000円

(イ) 標準入力法等による場合 191,000円

カ 25,000平方メートル以上のもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) モデル建物法による場合 226,000円

(イ) 標準入力法等による場合 236,000円

(2) 工場等以外の用途に供する建築物 次に掲げる当該申請に係る建築物のうち非住宅部分（増築又は改築の場合にあっては、当該増築又は改築に係る部分及び当該増築又は改築に係る部分以外の部分のうち申請書において一次エネルギー消費量を算出している部分に限る。）の床面積の合計による区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) モデル建物法による場合 113,000円

(イ) 標準入力法等による場合 292,000円

イ 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) モデル建物法による場合 149,000円

(イ) 標準入力法等による場合 378,000円

ウ 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) モデル建物法による場合 242,000円

(イ) 標準入力法等による場合 539,000円

エ 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) モデル建物法による場合 317,000円

(イ) 標準入力法等による場合 664,000円

オ 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) モデル建物法による場合 380,000円

(イ) 標準入力法等による場合 786,000円

カ 25,000平方メートル以上のもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) モデル建物法による場合 446,000円

(イ) 標準入力法等による場合 896,000円

2 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第2項又は第13条第3項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第11条の規定による軽微な変更該当していることを証する書面の交付申請に対する審査手数料の額は、前項各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該手数料の額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。

（建築物エネルギー消費性能向上計画等の認定申請手数料）

第14条 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画（同法第34条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画をいう。以下この条において同じ。）の認定の申請（次項に掲げる申請を除く。）に対する審査手数料の額は、次の各号に掲げる当該申請に係る建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額（同法第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合にあつては、当該額と次の各号に掲げる同項に規定する他の建築物の区分に応じ当該各号に定める額を合算した額）とする。

(1) 登録建築物エネルギー消費性能判定機関若しくは登録住宅性能評価機関が交付する適合証（当該申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第1項各号に掲げる基準に適合していることを証する書類をいう。）又は登録住宅性能評価機関が交付する設計住宅性能評価書（当該申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が日本住宅性能表示基準別表1

の5の5-1断熱等性能等級に係る評価が等級5以上であって、かつ、同表の5の5-2一次エネルギー消費量等級に係る評価が等級6以上であることを証するものに限る。以下この条において同じ。)の写しの提出がある場合 次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 一戸建ての住宅(人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下この条において同じ。) 4,800円

イ 非住宅部分を有しない共同住宅等(共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この条において同じ。) 床面積(共用部分の一次エネルギー消費量を合計しない方法による場合にあっては、床面積から共用部分の床面積を減じて得た面積)の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 300平方メートル未満のもの 9,700円

(イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 20,800円

(ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 46,500円

(エ) 5,000平方メートル以上のもの 83,400円

ウ 非住宅建築物(非住宅部分のみにより構成される建築物をいう。以下この条において同じ。) 床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 300平方メートル未満のもの 9,700円

(イ) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 17,000円

(ウ) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 27,800円

(エ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 83,400円

(オ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 132,000円

(カ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 166,000円

(キ) 25,000平方メートル以上のもの 208,000円

エ 複合建築物（非住宅部分を有する共同住宅等をいう。以下この条において同じ。）次に掲げる認定の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 住宅部分のみの認定 住宅部分の床面積（共用部分の一次エネルギー消費量を合計しない方法による場合にあっては、床面積から共用部分の床面積を減じて得た面積。以下このエにおいて同じ。）の区分に応じ、それぞれイ（ア）から（エ）までに定める額

(イ) 建築物全体の認定 住宅部分の床面積の区分に応じイ（ア）から（エ）までに定める額に、非住宅部分の床面積の区分に応じウ（ア）から（キ）までに定める額を加えて得た額

(ウ) 非住宅部分のみの認定 床面積の区分に応じ、それぞれウ（ア）から（キ）までに定める額

(2) その他の場合 次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 一戸建ての住宅 床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 200平方メートル未満のもの 35,400円

(イ) 200平方メートル以上のもの 39,600円

イ 非住宅部分を有しない共同住宅等 床面積（共用部分の一次エネルギー消費量を合計しない方法による場合にあっては、床面積から共用部分の床面積を減じて得た面積）の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 300平方メートル未満のもの 71,500円

(イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 119,000円

(ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 203,000円

(エ) 5,000平方メートル以上のもの 291,000円

ウ 非住宅建築物 床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 300平方メートル未満のもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

a モデル建物法（基準省令に定める基準のうち規則で定めるものをいう。以下このウにおいて同じ。）による場合 90,300円

b 標準入力法等（基準省令に定める基準のうち規則で定めるものをいう。以下このウにおいて同じ。）による場合 236,000円

(イ) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

a モデル建物法による場合 115,000円

b 標準入力法等による場合 296,000円

(ウ) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

a モデル建物法による場合 151,000円

b 標準入力法等による場合 382,000円

(エ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

a モデル建物法による場合 245,000円

b 標準入力法等による場合 545,000円

(オ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

a モデル建物法による場合 320,000円

b 標準入力法等による場合 672,000円

(カ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

a モデル建物法による場合 385,000円

b 標準入力法等による場合 794,000円

(キ) 25,000平方メートル以上のもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

a モデル建物法による場合 451,000円

b 標準入力法等による場合 906,000円

エ 複合建築物 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 住宅部分のみの認定 住宅部分の床面積（共用部分の一次エネルギー消費量を計算しない方法による場合にあつては、床面積から共用部分の床面積を減じて得た面積。以下このエにおいて同じ。）の区分に応じ、それぞれイ（ア）から（エ）までに定める額

(イ) 建築物全体の認定 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

a 非住宅部分についてモデル建物法（基準省令に定める基準のうち規則で定めるものをいう。以下このエにおいて同じ。）による場合 住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれイ（ア）から（エ）までに定める額に非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれウ（ア）から（キ）までのaに定める額を加えた額

b 非住宅部分について標準入力法等（基準省令に定める基準のうち規則で定めるものをいう。以下このエにおいて同じ。）による場合 住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれイ（ア）から（エ）までに定める額に非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれウ（ア）から（キ）までのbに定める額を加えた額

(ウ) 非住宅部分のみの認定 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

a モデル建物法による場合 床面積の区分に応じ、それぞれウ（ア）から（キ）までのaに定める額

b 標準入力法等による場合 床面積の区分に応じ、それぞれウ（ア）から（キ）までのbに定める額

2 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第2項の規定による申出がある場合の同条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査手数料の額は、前項に定める額と当該申請に係る建築物について第3条又は第4条に定める額を合算した額とする。

3 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第36条第1項の規定による認定建築物エネルギー消費性能向上計画（同法第37条に規定する認定建築物エネルギー消費性能向上計画をいう。以下この条において同じ。）の変更の認定の申請に対する審査

手数料の額は、次の各号に掲げる当該変更に係る建築物の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額（当該変更に係る建築物が複数の場合にあつては、当該変更に係る建築物ごとの当該建築物の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額を合算した額）とする。

(1) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第1項第1号に掲げる基準に係る部分の変更の認定の申請であつて、登録建築物エネルギー消費性能判定機関若しくは登録住宅性能評価機関が交付する適合証（当該変更の内容が同号に掲げる基準に適合していることを証する書類をいう。）又は登録住宅性能評価機関が交付する設計住宅性能評価書の写しの提出がある場合及び同号に掲げる基準以外の部分の変更の認定の申請の場合 第1項第1号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該手数料の額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）

(2) その他の場合 第1項第2号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該手数料の額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）

4 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第36条第2項において準用する同法第36条第2項の規定による申出がある場合の同法第36条第1項の規定による認定建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査手数料の額は、前項に定める額と当該申請に係る建築物についての計画の変更に対する第3条又は第4条に定める額を合算した額とする。

5 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第41条第2項の規定による建築物エネルギー消費性能基準（同法第2条第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準をいう。以下この項において同じ。）に適合している旨の認定の申請に対する審査手数料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 登録建築物エネルギー消費性能判定機関若しくは登録住宅性能評価機関が交付する適合証（当該申請に係る建築物が建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを証する書類をいう。）又は規則で定める書類の提出がある場合 次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 一戸建ての住宅 4,800円

イ 非住宅部分を有しない共同住宅等 床面積（共用部分の一次エネルギー消費量を合計しない方法による場合にあっては、床面積から共用部分の床面積を減じて得た面積）の区分に応じ、それぞれ次に定める額

（ア） 300平方メートル未満のもの 9,700円

（イ） 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 20,800円

（ウ） 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 46,500円

（エ） 5,000平方メートル以上のもの 83,400円

ウ 非住宅建築物 床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額

（ア） 300平方メートル未満のもの 9,700円

（イ） 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 17,000円

（ウ） 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 27,800円

（エ） 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 83,400円

（オ） 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 132,000円

（カ） 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 166,000円

（キ） 25,000平方メートル以上のもの 208,000円

エ 複合建築物 住宅部分の床面積（共用部分の一次エネルギー消費量を合計しない方法による場合にあっては、床面積から共用部分の床面積を減じて得た面積）の区分に応じたイ（ア）から（エ）までに定める額と非住宅部分の床面積に応じたウ（ア）から（キ）までに定める額を合算した額

（2） その他の場合 次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 一戸建ての住宅 床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 200平方メートル未満のもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

a 仕様基準（基準省令に定める基準のうち規則で定めるものをいう。以下同じ）又はモデル住宅法（基準省令に定める基準のうち規則で定めるものをいう。以下同じ）による場合 18,000円

b 性能基準（仕様基準及びモデル住宅法以外の基準をいう。以下このアにおいて同じ。）による場合 35,400円

(イ) 200平方メートル以上のもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

a 仕様基準又はモデル住宅法による場合 19,400円

b 性能基準による場合 39,600円

イ 非住宅部分を有しない共同住宅等 床面積（共用部分の一次エネルギー消費量を合計しない方法による場合にあっては、床面積から共用部分の床面積を減じて得た面積）の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 300平方メートル未満のもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

a 仕様基準又はフロア入力法（基準省令に定める基準のうち規則で定めるものをいう。以下このイにおいて同じ）による場合 34,000円

b 性能基準（仕様基準及びフロア入力法による評価以外のもの。以下このイにおいて同じ。）による場合 71,500円

(イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

a 仕様基準又はフロア入力法による場合 59,000円

b 性能基準による場合 119,000円

(ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

a 仕様基準又はフロア入力法による場合 107,000円

b 性能基準による場合 203,000円

(エ) 5,000平方メートル以上のもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

a 仕様基準又はフロア入力法による場合 161,000円

b 性能基準による場合 291,000円

ウ 非住宅建築物 床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 300平方メートル未満のもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

a モデル建物法（基準省令に定める基準のうち規則で定めるものをいう。以下このウにおいて同じ。）による場合 90,300円

b 標準入力法等（基準省令に定める基準のうち規則で定めるものをいう。以下このウにおいて同じ。）による場合 236,000円

(イ) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

a モデル建物法による場合 115,000円

b 標準入力法等による場合 296,000円

(ウ) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

a モデル建物法による場合 151,000円

b 標準入力法等による場合 382,000円

(エ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

a モデル建物法による場合 245,000円

b 標準入力法等による場合 545,000円

(オ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

a モデル建物法による場合 320,000円

b 標準入力法等による場合 672,000円

(カ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

a モデル建物法による場合 385,000円

b 標準入力法等による場合 794,000円

(キ) 25,000平方メートル以上のもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

a モデル建物法による場合 451,000円

b 標準入力法等による場合 906,000円

エ 複合建築物 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 住宅部分について仕様基準又はフロア入力法により、非住宅部分についてモデル建物法（基準省令に定める基準のうち規則で定めるものをいう。以下同じ。）による場合 住宅部分の床面積（共用部分の一次エネルギー消費量を合計しない方法による場合にあつては、床面積から共用部分の床面積を減じて得た面積。以下同じ。）の区分に応じイ（ア）から（エ）までのaに定める額と非住宅部分の床面積の区分に応じウ（ア）から（キ）までのaに定める額を合算した額

(イ) 住宅部分について仕様基準又はフロア入力法により、非住宅部分について標準入力法等（基準省令に定める基準のうち規則で定めるものをいう。以下同じ。）による場合 住宅部分の床面積の区分に応じイ（ア）から（エ）までのaに定める額と非住宅部分の床面積の区分に応じウ（ア）から（キ）までのbに定める額を合算した額

(ウ) 住宅部分について性能基準（基準省令に定める基準のうち規則で定めるものをいう。以下同じ。）により、非住宅部分についてモデル建物法による場合 住宅部分の床面積の区分に応じイ（ア）から（エ）までのbに定める額と非住宅部分の床面積の区分に応じウ（ア）から（キ）までのaに定める額を合算した額

(エ) 住宅部分について性能基準により、非住宅部分について標準入力法等による場合 住宅部分の床面積の区分に応じイ（ア）から（エ）までのbに定める額と非住宅部分の床面積の区分に応じウ（ア）から（キ）までのbに定める額を合算した額

(マンションの管理計画の認定申請に対する審査手数料)

第15条 マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の3第1項の規定によるマンションの管理に関する計画(以下「管理計画」という。)の認定の申請及び同法第5条の6第1項の規定による更新の申請に対する審査手数料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 市が指定する法人が交付する適合証(申請に係る管理計画がマンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の4第1号から第3号までに掲げる基準に適合していることを証する書類をいう。)の提出がある場合 3,400円に1を超える長期修繕計画の数に1,500円を乗じて得た額を加算した額

(2) その他の場合 24,000円に1を超える長期修繕計画の数に13,800円を乗じて得た額を加算した額

2 マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の7第1項の規定による管理計画の変更の認定の申請に対する審査手数料の額は、7,900円に次の各号に掲げる変更する事項の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額を加算した額とする。

(1) 管理組合の運営に関する事項 800円

(2) 管理規約に関する事項 600円

(3) 管理組合の経理に関する事項 700円

(4) 長期修繕計画に関する事項 1,500円

(5) その他の事項 500円

(納付時期)

第16条 手数料は、申請のとき納付しなければならない。

(手数料の不還付)

第17条 既納の手数料は、還付しない。

(手数料の減免)

第18条 市長は、公益上必要と認めるとき又は災害その他特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、第3条から第8条までに規定する手数料を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

2 平成11年4月30日以前に確認の申請がされた建築物、建築設備及び工作物については、第5条及び第6条の規定は適用しない。

附 則（平成15年市条例第6号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年市条例第9号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第7条第1項第2号の規定は、平成18年10月1日以後の申請に係るものについて適用する。

附 則（平成19年市条例第24号）

この条例は、建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律（平成18年法律第91号）の施行の日から施行する。

附 則（平成19年市条例第60号）

この条例中第1条の規定は規則で定める日から、第2条の規定は平成19年11月30日から施行する。

（参考 平成19年市規則第344号で第1条の規定は公布の日から施行）

附 則（平成21年市条例第32号）

この条例は、平成21年6月4日から施行する。

ただし、第9条第1項第38号の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年市条例第18号）

この条例は、平成22年4月1日から施行し、改正後の岡山市建築関係事務手数料条例の規定は、同日以後の申請に係るものについて適用する。

附 則（平成22年市条例第61号）

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成25年市条例第19号）

この条例は、平成25年4月1日から施行し、改正後の岡山市建築関係事務手数料条例の規定は、同日以後の申請に係るものについて適用する。

附 則（平成 27 年市条例第 55 号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の岡山市建築関係事務手数料条例の規定は、同日以後の申請に係るものについて適用する。

附 則（平成 28 年市条例第 43 号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の岡山市建築関係事務手数料条例の規定は、同日以後の申請に係るものについて適用する。

附 則（平成 29 年市条例第 19 号）

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年市条例第 45 号）

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年市条例第 73 号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の岡山市建築関係事務手数料条例の規定は、同日以後の申請に係るものについて適用する。

附 則（令和元年市条例第 11 号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の岡山市建築関係事務手数料条例の規定は、同日以後の申請に係るものについて適用する。

附 則（令和元年市条例第 34 号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の岡山市建築関係事務手数料条例の規定は、同日以後の申請に係るものについて適用する。

附 則（令和 2 年市条例第 22 号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の岡山市建築関係事務手数料条例の規定は、同日以後の申請に係るものについて適用する。

附 則（令和 3 年市条例第 42 号）

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行し、改正後の岡山市建築関係事務手数料条例の規定は、同日以後の申請に係るものについて適用する。

附 則（令和 3 年市条例第 79 号）

この条例は、令和 4 年 2 月 20 日から施行し、改正後の岡山市建築関係事務手数料条例の規定は、同日以後の申請に係るものについて適用する。

附 則（令和４年市条例第２３号）

この条例は、令和４年４月１日から施行する。

附 則（令和４年市条例第３６号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和４年市条例第４４号）

この条例は、令和４年１０月１日から施行する。

附 則（令和５年市条例第３８号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第８条の改正規定は、令和５年４月１日から施行する。

附 則（令和６年市条例第６０号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第５条第１項、第７条及び第８条第１号の改正規定は、この条例の公布の日又は地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和６年法律第５３号）附則第１条第３号に掲げる規定の施行の日のいずれか遅い日から施行する。